

令和8年度 京都市立西野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の目的、基本的な考え方

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の「学校いじめの防止等基本方針」の基本的な方向、取組内容を策定するものである。また、平成29年3月に改定された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、平成29年9月「京都市いじめの防止等取組指針」が改訂された。これらを受けて、本校の「学校いじめの防止等基本方針」の意義を徹底し、いじめ根絶に向けた取組内容をより一層充実させることを目指す。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

本校は、本市の「一人一人の児童を徹底的に大切にする」という教育理念の下、「いじめは絶対に許されない行為である」という姿勢で学校づくりを進めている。「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を念頭に児童と向き合い、教職員間で情報共有をすることでいじめの兆候を把握し、組織的に対応することを目指す。また、児童自身が自らを律し、自らの行動でいじめをなくしていくことができる力の育成も目指している。

2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童生徒・保護者への周知方法等）

(1) ≪構成≫

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・通級指導教室担当教員・教育相談主任・生徒指導部員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども支援コーディネーター

(2) ≪役割≫

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

（会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

(3) ≪開催時期≫

定例委員会は、児童理解部会時に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

(4) ≪児童・保護者への周知≫

5月に全校朝会・学校運営協議会・学校だよりにて周知（末尾の「年間計画」参照）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・校舎内・教室内の整理
- ・委員会活動における花いっぱい活動
- ・授業のユニバーサルデザイン化の推進や学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

イ 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的实践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・土曜参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さ、協力して努力することの大切を題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・5月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。
- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

カ 保護者への周知

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「西野小学校いじめの防止等基本方針」の内容を伝え、いじめの防止や解消に、保護者による児童の観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・保護者同士が横の繋がりを広げられるよう、PTA行事への積極的な参加を呼びかける。
- ・ケータイ教室や非行防止教室を実施し、保護者が参観できる機会を作る。
- ・携帯電話・スマートフォンを中心とするネットいじめから児童を守るための様々な啓発を行う。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任をはじめとする全教職員は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・いじめ記名式アンケートを6月、11月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートを7月と12月に活用する。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・7月と12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

エ その他

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への周知に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例から、いじめとの関わりや対応策について教職員が理解を深める機会を設ける。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。

- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・教職員による見守りを強化し、最低3ヵ月間は児童が安心して学校生活を過ごせるよう、注意深く見守る。
- ・事案によっては、警察等関係諸機関と連携を図る。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・京都府警察や携帯電話事業者と連携して「非行防止教室」や「ケータイ教室」を実施する。
- ・教職員の研修を行い、児童の情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ・情報モラル教育を指導計画に位置付け、「情報発信」、「情報の見きわめ」、「生成AIの性質・リスク」等について、年間数回程度指導する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいるか見守る。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じることのないよう見守る。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・いじめ事案対処に関する校内研修の実施

イ 実施時期

- ・年間を通じて複数回（年間計画参照）

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「西野小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による児童の観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・ホームページや学校便り、学級便りなどを通して情報を発信する。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

- ・西野小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「西野小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定するよう努める。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 「いじめの認識と防止について共通理解」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 生徒指導研修会① 「学校のきまりについて」 いじめ対策委員会① 「学校いじめ防止基本方針の共有」 「校内体制や組織的対応の共有」 「いじめの未然防止」 「いじめの早期発見・積極的認知」 「保護者への発信、関係機関との連携」 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式 学級開き 学級目標 始業式で児童に対して、「いじめ対策委員の紹介」 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有 前年度の見守りたい児童の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式後の保護者説明会 授業参観 学級懇談会 家庭訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 学級経営方針の交流会 生徒指導研修会 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒指導の構造（2軸3類4層）」 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会・学校だよりでいじめ対策委員会について保護者・地域に周知 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す なかよしの日 1年生を迎える会 6年修学旅行 人権標語の作成と目標設定 		<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 憲法月間「学校だより」で啓発
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「夏休みのくらしについて」 「総合育成支援研修会」 「個別の指導計画作成」 	<ul style="list-style-type: none"> なかよしタイム 2・5年非行防止教室 6年薬物乱用防止教室 4年ケータイ安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめに関するアンケートの実施・学年集約と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 土曜参観
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「取組の見直し」 「記名式アンケートの結果」 「学校評価の実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> なかよしタイム 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間 学校評価の実施①（保護者・地域・児童・教職員による） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 人権研修会 生徒指導校内夏季研修会 「クラスマネジメントシートの活用法について」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 PDCAサイクル」 小中合同教職員研修 「小中間の情報共有と連携」 職員会議「学校評価の結果の共有」 			

9	・いじめ対策委員会	・5年花背山の家 ・4年びわ湖青少年の家	・児童による学校評価	・学校運営協議会での説明と評価
10	・いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・人権研修会	・なかよしタイム ・スポーツフェスティバル		
11	・いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・ぼかぼか参観・懇談 ・なかよしタイム	・第2回いじめに関するアンケートの実施・情報共有	・道徳・人権学習の授業参観（ぼかぼか参観）・懇談会
12	・いじめ対策委員会 「記名式アンケートの結果」 「取組の見直し」 ・生徒指導研修会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有PDCAサイクル」 「年間の取組の見直し」 「学校評価の実施に向けて」	・人権集会 ・たてわりタイム ・人権標語のふり返り ・5・6年ケータイ・スマホ教室	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ・教育相談週間 ・学校評価の実施②（保護者・地域・児童・教職員による）	・個人懇談会
1	・いじめ対策委員会	・たてわりタイム		
2	・いじめ対策委員会 年間の取組の見直し③	・たてわりタイム	・児童による学校評価	・新1年半日入学保護者説明会 ・授業参観・学級懇談会
3	・いじめ対策委員会	・たてわりタイム ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式	・アンケート原本の保管（5年保存）	・学校運営協議会での説明と評価

※年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「年間の取組の見直し」（PDCAサイクルの期間）
- ・「いじめに関するアンケート」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・「校内研修」
- ・「未然防止の取組」（学年または全校の取組）
- ・「個別面談」「教育相談」

※年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。